

2020年4月7日

在学生のみなさま

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」発令に伴う
本学の対応について

2020年4月7日19時、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令される予定です。

これに伴い、4月8日～21日に予定されていたオリエンテーション、4月22日授業開始を延期いたします。

学生の登校禁止期間：4月8日（水）～5月6日（水）

5月7日（木）以降のオリエンテーションおよび授業開始日については、決定次第連絡いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大は日に日に状況が変化しています。それにより、本学も柔軟に対応せざるを得ません。今後、対応は変化しますので、本学ホームページ等に注目してください。

ご不便をおかけしますが、学生のみなさまの生命、健康を優先した判断ですので、ご理解、ご協力をお願いします。

神戸海星女子学院大学
学長 小野 礼子